

議長報告 (中間報告)

【第 82 回沖縄教区定期総会】 第 82 回沖縄教区定期総会は、2022 年 5 月 29 日(日)から 30 日(月)にかけて 2 日間、沖縄キリスト教センターにて(一部オンラインにて)開催されました。コロナ禍の最中ではありましたが、何とか無事に終了することが出来ました。改めて感謝申し上げます。

議案第 3 号では、教区総会議長・教区総会副議長・教区総会書記の選挙が行われました。それぞれ羽柴 禎議長(名護伝道所)、具志堅篤副議長(読谷教会)、玉城涼子書記(兼次伝道所)が再選され、引き続き 2 期目を務めることになりました。

議案第 4 号の教区幹事の選任では、途中退任された伊波美智子前教区幹事の後任として、残りの任期(2 年)を務めてくださいました外間永二さん(平良川伝道所)が引き続き引き受けてくれることになりました。結果として、教区四役は前期と同じ態勢となり、現在 2 期目の 1 年目が終わろうとしているところです。残り 1 年、力を振り絞って頑張りたいと思います。

また、常置委員につきましても選挙が行われ教区三役以外の 6 名の常置委員が新しく選出されました。信徒委員として城間枝都子さん(首里教会)、仲本 瑩さん(平良川伝道所)、山口八重子さん(宜野湾伝道所)の 3 名(いずれも再選)が選ばれ、教職からは上地 武教師(首里教会)、高多 新教師(高原教会、再選)の 2 名が選出されています。推薦委員は徳門米子さん(与勝教会)が承認されました。前期とほぼ同じメンバーではありますが、新しく上地 武教師が委員に加えられ、委員会としても大きな支えとなっています。感謝です。

各部・委員会も委員の改選が行われ、活動がスタートしました。ただ、今期は規則で定数が定められている部・委員会以外は、委員の削減を余儀なくされている委員会もあります。経費の抑制が主な理由ですが、それにより委員一人当たりの負担が増していることと思います。そのような中、いずれの部・委員会におきましても、委員一人一人、力を尽くして頑張ってくださいっておりますので、これからもどうか応援のほどよろしくお願いいたします。

その他、昨年の教区総会では、議案第 9 号として「教団総会議員を選出しない」との旨の議事が提案され、賛成多数を以て可決されております。理由は「提案理由」に書かれておりです。

また予定しておりました議案第 9 号「教区規則変更に関する件」は、具体的には定期教区総会の開催月を 5 月から 6 月に変更するという内容の提案でしたが、議事日程承認の段階から様々なご意見を賜り、結果として議案自体を取り下げることになりました。「議案・報告書」の作成に必要な時間を確保するための提案でしたが、このことは叶いませんでしたので、「せめて各委員会とも報告書の提出期限は守りましょう」という約束を議場において確認させていただきました。ちなみに、今回の提出状況はどうだったかと

言いますと、今年もまた幾つかの委員会が提出期限を守れていなかったようです。残念です。また期限後に差し替え原稿を出される委員会もありますが、これもまた実質的には期限が守られていないのと同じです。ページ全体を差し替えるのではなく、訂正箇所を指示していただいた方が編集側としては助かります。よろしくお願ひします。厳しいことを言うようで申し訳ないのですが、「議案・報告書」の編集は教区総会開催日から逆算してギリギリのスケジュールで行っております。昨年の総会でも沖縄教区の「議案・報告書」の仕上がりについては議場より大変厳しいご意見をいただいたところでした。空欄や数字の不整合などが無いよう、少しでも気を付けてまいりたいと思っておりますので、各部・委員会の皆さまにおきましては、引き続きよろしくご協力のほどお願ひ申し上げます。

議案第 10 号では「清算法人『沖縄キリスト教団』の清算に関する件」を取り扱いました。具体的には、石垣島にある元八重山農村センター跡地の内の「沖縄キリスト教団」名義の土地処分をめぐる議案だったわけですが、もちろん清算法人の財産処分を沖縄教区が決議したところで、法的には何の強制力も拘束力も持たないわけですが、清算実務を担っておりますのは沖縄教区ですから、これは「進めないといけなことを進めますよ」という意思確認のための議案ということになります。ただ、提案理由の中に「売却」という文言があり、これについて少し時間をかけて議論が交わされました。中には明らかに売りに出した方がよいと判断される部分もあるのですが、また別の部分については名義の変更、あるいは譲渡等、別の形でこれまでどおり保全すべき土地もあります。いずれにしても「沖縄キリスト教団」名義の土地に関しましては全て、何らかの形で処分しなければ清算が完了しません。とりあえず提案理由から「売却」という文言を取り除き、全ての土地が売却対象ではないことを確認し、議案は賛成多数で可決されましたが、どの部分をどのような形で処分するのかについては、八重山・宮古宣教委員会と協議のうえ進めていくこととなりました。

議案第 11 号から第 14 号は、沖縄教区と沖縄キリスト教センターの、それぞれの 2021 年度決算と 2022 年度予算についてでした。全体的な評価としましては、「なお厳しい」と言ったところでした。簡単に申しますと、沖縄教区経常会計は毎年数百万円を特別会計から繰り入れて何とか成り立たせている状態です。ちなみに 2022 年度決算では約 500 万円の繰り入れて、2023 年度予算案では 700 万円台が見込まれています。最終的な目標としましては、これは本来 0 (ゼロ)であることが望ましいと思っております。何故なら特別会計といえども無尽蔵にお金を湛えているわけではないからです。このまま繰り入れを続けていたらやがてそう遠くない将来枯渇するという事です。したがって、経常会計につきましては、今のうちから少しずつでも沖縄教区の本来の自活水準まで規模を抑えていかなければなりません。繰り入れをしない場合の会計規模としましては、概ね 1,000 万円前後になるのではなかろうかと思ひます。但しこれには教区外からの互助献金も含まれていますので、厳密な意味での自給ということにはならないのかもしれないのですが、やはりこうした祈りと援けがなければ沖縄教区はそもそも立ち行かないのだ—ということを私たちは強く自覚するとともに、いつも覚えて祈り支えてくださる全国の皆さまに感謝を忘れないでいることが

大事だと思いました。費用の削減に努めつつ、しかし教区活動は更に活発に一という互いに相反する要求に、教区として応えていかなければならないわけですが、何か素晴らしいアイデアがあるのかと問われれば、そのような都合の良いアイデアなど何一つ思い浮かばないというのが正直なところです。大胆且つ急激な改革は今は避けるとしても、現在の危機感と、中長期的な展望は常に見据えておきたいところです。

議案第 16 号として、坂口聖子議員(宮古島伝道所)から建議されました「琉球弧への自衛隊・ミサイル基地配備に反対する声明に関する件」が議事に加えられました。もちろん第 82 回沖縄教区定期総会は賛成多数でこれを可決し、声明は後日、内閣総理大臣をはじめ関係機関各所に送付されました。しかしながら、自衛隊のミサイル基地配備は今現在もなお進行中であり、住民に不安と恐怖を与え続けていることを忘れてはなりません。またこれに加えて、沖縄教区常置委員会は、2023 年 1 月 4 日付で、「南西地域の防衛強化に対する抗議」として内閣総理大臣宛に抗議文を送付しております。内容としましては 2022 年 12 月 16 日に閣議決定された「国家安全保障戦略」、「防衛力整備計画」、「国家防衛戦略」三文書に対する嚴重抗議です。既に各教会・伝道所にも送付させて頂いておりますので併せてご確認いただければ幸いです。

「第 82 回沖縄教区定期総会」開催のためにご奉仕くださいました沖縄キリスト教センターの職員の皆さま、総会特別委員を務めてくださいました委員の皆さま、祈りを捧げてくださいました教会・伝道所の皆さまに、改めまして心より感謝申し上げます。

【常置委員会】沖縄教区常置委員会は、通常ですと奇数月の後半の日曜日午後 4 時からの開催となっております。また 4 月にも決算のための委員会が 1 回開かれますので、合計 7 回の会議が招集されることとなります。常置委員会は教区総会に代わる大事な委員会ですので、選ばれた委員は全員、その責任の重さを感じながら一つ一つの議題に真摯に向き合っております。大変難しい判断を迫られることも少なくありません。どのような時も、共なる平和の主に尋ね求め、祈りつつ会議を進めさせて頂いております。どうか委員を選んだ皆さまも、その労苦を覚え引き続きお祈りください。

今期常置委員会では、その第 1 回目(2022 年 4 月)より、継続して「巡回教師」について協議を重ねてまいりました。きっかけとしましては、宇佐美節子教師から「巡回教師登録申請書」が提出されたことによります。ところが、巡回教師は教規(第 128 条①・(2))では「教区からの派遣により」派遣されることになっており、派遣の責任主体である沖縄教区はそのための規程を設けておりませんので、まずはそこ(規程の制定)からということになります。草案を教師委員会で作成し、それを常置委員会で協議に諮り、常置委員会で出された意見を持ち帰り、再び教師委員会で草案を練り直すという作業が繰り返されました。その間、11 月に開催された「沖縄教区教師研修会」においても一度、巡回教師についての意見交換会の時間を設けさせて頂いております。2023 年 3 月の第 7 回常置委員会で、ようやく規程の体裁に整えられた「沖縄教区巡回教師規程」が議事として提案されましたが、それでもはや

り内容的に不十分なところ、また各委員とも意見の相違が多くみられ、これを一致して教区総会に提案することは出来ないと判断し、今回(第84回)定期総会の議事とすることは見送ることになりました。今回巡回教師(規程)のことについては議案としては出されておりましたが、協議事項として総会日程に加えさせていただいております。皆さまからたくさんのご意見をお聞かせいただければ幸いです。いずれにしましても、教区役員会としましては、巡回教師に限らず、何事も教区からの押し付けではなく、教会・伝道所がそれを求めているかどうか、必要としているかどうか—というところを大事にしていきたいと思っています。

【第2回沖縄教区宣教方策会議】 (2022年8月21日／沖縄キリスト教センターにて)

沖縄教区宣教方策会議につきましては、以下に招集者である教区総会議長による「基調報告」を掲載させていただきますので、まずはこの会議の性質についてご理解いただきたいと思っております。

第2回沖縄教区宣教方策会議 基調報告

2022年8月21日

沖縄教区総会議長 羽柴 禎

2020年6月に開催された「第80回沖縄教区定期総会」にて、沖縄教区の新しい宣教基本方針が定められました。これを受け、この宣教基本方針を具体的に教区の活動へつなげていくために「宣教方策会議」を開催することも決定され、同年10月25日、「第1回沖縄教区宣教方策会議」が開催されました。今回はその第2回目となります。

新しく策定された「沖縄教区宣教基本方針」は、「キリストを主と告白しつつ、『歴史』を踏まえ、『平和』にこだわり教会形成をすること」を教区に求めています。教区はこの方針が示す路線に従い活動を展開するということです。この会議を含め、教区のような活動も、この「宣教基本方針」を意識して計画され、予算が充てられ、行われるよう進めて行かなければなりません。教区活動を具体的に担っていくのは教区四役会をはじめ、各部・委員会などの執行機関です。それぞれに独自の活動や行事があると思いますが、ただ漫然とそれを行うのではなく、宣教基本方針の求めに応えるべく、それなりの根拠を以って行われるべきです。また委員会で何かを判断し決定する際も、常にキリストの臨在と、この「宣教基本方針」を思い起こすことが大切であると感じています。

「教区活動はすべて、各教会・伝道所の利益のために」という意識も大事にしたいと思っております。教区はその主体者である教会・伝道所に仕える立場であることを忘れてはなりません。そのために教区は教会・伝道所からお金を預かっています。教区が自分の満足のために自由に使って良いものではありません。教勢の伸び悩み、高齢化、建物の維持、教師の招聘、子

どもたちへの宣教、軍事拡大による“いのち”への脅威、財政難等々、様々な悩みに圧され消沈する教会・伝道所が再び元気になるために！私たちはこれを謹んで用いてゆかなければならないのです。

この「宣教方策会議」は、具体的な教区活動を担うそれぞれの委員会が共に集い、お互いに意識を高め合う場として招集させて頂いております。また私たちが教会・伝道所から何を求められているのかを確かめ合う機会でもあります。人材も財源も限られた中でしか動くことが出来ませんが、だからこそ知恵を絞り工夫を凝らさなければなりません。そのためには委員会間の協力も不可欠であると感じています。共催や実行委員会形式による協同活動なども視野に入れ、より積極的な取り組みが展開出来るよう意見を交わして頂きたいと思っております。

委員会が協力し合って物事を進めて行くには、何よりも信頼関係が無ければ成り立ちません。意見や立場は相違えど、互いに敬意を払うことを忘れないようにして参りたいと思っております。私たちは誰一人として完全ではないので、足りない所を補い合いつつ進んで行くしかありません。何よりも、神さまがこのような私たちを棄て置かず、平和の実現のためにこのように用いてくださることに感謝したいと思っております。

以上、当たり前のことしか言っていないかもしれませんが、教区議長からの「基調報告」とさせて頂きます。

在 主

要するに、「沖縄教区宣教基本方針」に基づき、各委員会とも教会・伝道所のために気合を入れて頑張っていきたいと思いますということです。本来ならば、教区総会で新しい委員会が組織された後、出来るだけ早い時期に開催するのが望ましいではあるのですが、今回は教区総会議長のミス(開催費用を2022年度予算に要求するのを忘れていた。)により、どうしても7月の常置委員会で、会議開催のための予算を改めて決議してもらわなければいけなくなり、それで開催が8月にずれ込んでしまいました。大変申し訳ございませんでした。他の委員会におきましても、新年度に活動を予定する場合は、併せて予算を要求し、教区総会で承認を得なければなりません。ご注意ください。

この「宣教方策会議」を以て、新期の委員会活動が本格的にスタートします。会議では、それぞれの部・委員会が教区総会、教会・伝道所から何を求められ、どのような成果を期待されているのかを自己確認(相互確認も)するとともに、それを実現するための委員会間の連携の在り方などが話し合われます。沖縄教区は、先にも申しましたとおり、各委員会とも委員の数が少なく設定されています。少ない人数で物事を実現するには場合によっては他

の委員会や沖縄キリスト教センター等との連携・協力が必要になってくることもあります。スムーズな意思疎通を図るためにも、委員長は自身の委員会はもちろんのこと、他の委員会についても、その性質や構成について良く知っておくことが望ましく、そのための「宣教方策会議」でもあるかと思っています。

【2022年度沖縄教区教師研修会】 基本的には「教師委員会」の報告に委ねますが、やはり神と会衆に仕える奉仕者としての最低限の務め、またモラル等についての検証。研修は、この教区にとってとても大事な課題であるような気がしています。本当なら教師自身がしっかりと自身を律して、誠実にその務めにあたれば何も問題ないわけですが、事務上のテクニカルな側面も含めて、共に学び合わなければならないことも、まだまだたくさんあるようです。

一昨年度と昨年度は事務的な諸手続きについて研修を行いました。特に主任担任教師(またはその代務者)は、宗教法人たる教会・伝道所の場合、その代表役員を務めることにもなます。主任担任教師(代務者)が新たに就任した際、併せて代表役員の登記変更が必要になるわけですが、当教区においてはそれが為されていないケースがこれまでに幾つか見受けられます。基本中の基本なわけですが、そのようなところから見直さなければならないという現実だということです。

また教師の金銭的な身辺についても実は少し気になっています。別に横領、着服と言った犯罪の報告を受けているわけではありませんが、一方で謝儀(給与・賞与)、講演料、謝礼等、教師の所得に関わる申告及び納税については、ともすればうっかりしがちであることもあります。うっかりとはいえ場合によっては脱税と見做されることもあります。金額の多寡にかかわらず、こうした側面についても教職には常に誠実であることが求められると思います。出来れば教会・伝道所が事業者として、社会保険と併せて教師の所得税についても、徴収から納付まで管理するのが良いのかもしれませんが。そのためには、教会・伝道所の信徒(役員)も管理について一緒に学ぶのが良いかと思ひ、これまでの教師研修会では、教師だけでなく信徒の方々にも参加を求めてまいりました。2023年度の教師研修会についてもその方向で考えています。

ただ、お金のこともさることながら、更に心配なのは沖縄におけるカルトの問題です。最近は特に政治との癒着が取り沙汰されていますが、旧統一協会だけに限らずカルトはそれそのものが問題であることも忘れてはなりません。注意喚起や様々な被害に対処するのも教区に求められている働きの一つで、そのために「カルト問題特設委員会」が精力的に動いてくださっておりますことをどうぞお覚えください。またもう一つの懸念として、既存の教会・伝道所のカルト化、あるいは乗っ取りという事態も、可能性としては決してゼロではないということがあります。何を以てカルト化と見做すかは大変難しいではあるのですが、そうなるようになってからでは遅いということだけは確かです。教会・伝道所だけでなく、学校

や色々な事業施設、法人も同様の警戒を要するかと思います。何より、私たちはその実態について、まだまだ知らないことがたくさんあるように思います。今年度の教師研修会で扱うことが出来ればと考えています。「カルト問題特設委員会」の協力を得ながら準備を進めてまいりたいと思います。

【教会・伝道所問安】 2022年度は5教会・伝道所について、教区四役会として問安を行っています。その内4教会・伝道所は教師人事についての相談で、1教会・伝道所が負担金未収のことについてです。教師人事については、いずれの教会・伝道所も大変困難をきわめています。何よりも、教師はその教会・伝道所を辞任する際、後任について教会・伝道所としっかり相談し、道筋をつけてから辞めていただきたいと思います。色々なケースがあるとは思いますが、そこまでが責任だと考えていただきたいです。昨年も書きましたが、「あとのことは教区でよろしく」では困ります。もちろん教区として相談には応じますが、決定するのは教会・伝道所です。教区が適当な教師をあてがうことも出来たのですが、強権発動につながる前例や実績を教区に積ませないことも大事です。結局、年度内に主任担任教師(代務者)を迎えることが出来たのは2教会・伝道所だけでした。残る2教会・伝道所についても引き続き相談を進めていきたいと思っています。

教師人事以外での問安としては、2022年度は2教会について行っています。1件は過去の負担金未納分の支払いについて(A教会)、もう1件は、教会(宗教法人)と併設の学校法人との関係について(B教会)ですが、ここではとりあえずA教会についてのみご報告させていただきます。A教会では、過去に「教区の財産管理が杜撰である」との由、負担金の支払を拒否されていた期間があります。まず、どのような批判があるにせよ、負担金を払わないという意思表示の仕方は本来有り得ないことだけは先に申し上げておきます。但し、そもそも負担金とは教会・伝道所と教区との間に信頼関係があってこそ成り立つ制度であることも忘れてはなりません。当時の教区の財産管理が杜撰であったことは確かであるし、今もまだ完全ではないのですが、そのことを棚に上げて、教会に対して、或いは会計役員に対して負担金未納という“罪悪”だけを取り上げ糾弾するのはどうかと思います。その時の教区役員がどのような言い方したのか知りませんが、かなり激しいやり取りであったと聞きいています。その末、会計役員が遂に教会に来られなくなったと聞き、私は大変驚いております。教会に対してどのような迫り方をしたのか知りませんが、一人の信徒が教会に来られなくなるまで教区がその方を精神的に追い詰めたのは事実であり、それは負担金未納という有り得ないこと以上に有ってはならないことだと私は認識しております。これについては教区として改めて心より謝罪しなければなりません。もちろん問安の際にも謝罪させていただきますけれども、当該教会との信頼関係が取り戻せるかどうかは、むしろ教区のこれからの取り組みにかかっていると言えます。教区の財産管理、また会計処理の在り方について、どのようにその健全性を回復させていくか、昨年、会計監査員から示された意見書も真摯に受けとめつつ、少しずつでも具体化させていかなければなりません。その内の一

つが今教区総会において予定されている「沖縄教区会計規程」の制定です。今まで無かったということの方が驚きかもしれませんが、具志堅篤教区副議長、また財務部に草案を手掛けていただき、ようやく今回議案として提案させていただくことが出来るようになりました。これもまた制定したからもう大丈夫というものではなく、この規程に従った運用が出来ているかどうかのチェックを続けることも忘れてはなりません。その前に、初めて取り付けたハンドルに教区全体がいち早く慣れていくことが大事です。これからの教区の取り組みを信じて、教会も未納期間分の支払いについて意志を示してくださっています。ただその支払い方法等についてはまたこれからの相談となり、内容によっては常置委員会事項となることもあります。財務管理をめぐる教会・伝道所と教区の信頼関係構築について、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

それから、間安を実施したということではありませんが、高原教会が手掛けてまいりました「サムエルハウス」の建築について、その献堂式に、高多 新教師より表区総会議長として出席の要請を受けておりましたが、イースター当日との由、私も自身が担任しております名護伝道所と代務の責任を預かっております兼次伝道所のイースター礼拝があり、残念ながらお招きにお応えすることが出来ませんでした。申し訳なく思っていますが、高原教会の皆さんが力を合わせて新しい宣教に向かって躍進されている姿を、私もとても嬉しく思っています。多くの教会・伝道所がコロナ禍や教勢の伸び悩みなどで消沈する中、この度の「サムエルハウス」の竣工は、高原教会だけの喜びではなく、他の多くの教会・伝道所にとりましても大変大きな励みとなっていると信じています。このことを為さしめてくださいました神様に感謝したいと思います。

【那覇中央教会信徒「除名」問題】今お伝え出来る範囲のことについて、議場にて口頭でご報告させていただきます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

【「当分の間、教団との間に距離を置く」との教区方針について】前期の「議長報告」で私は以下のように報告させていただきました。あまり読まれていないようなので再掲させていただきます。

平良 修前沖縄教区総会議長は、2019年度の「議長報告」の中で、「第33国日本教団総会」において所謂「名称変更議案」が廃案の扱いとされた出来事を「日本基督教団による第2次「琉球処分」と言い表しました。（第80回沖縄教区定期総会「議案・報告書」9頁）私はこれを、「その要因は沖縄とヤマトとの史的文脈のもっと深い部分にあるのだ」というメッセージとして受けとめています。また、その歴史のただ中に「人が生きていた（生きている）」ということをしっかり意識することが必要だと思えます。私自身をはじめヤマトは、生きて

いる人間を切り捨てたということです。平良 修前教区議長の指摘は非常に厳しいものでありますが、その途切れることのない歴史の延長線上に現在が置かれていることを忘れてならないと思います。短いですがここでは以上に留めておきたいと思います。

その後、この方針に何らかの変更を加える理由は今のところ特に生じておりません。処分された者が負わせられなければならない課題ではなく、処分した者自身の問題ではないかと思っています。

【第 83 回沖縄教区臨時総会】 2023 年 2 月 26 日(日)に、沖縄キリスト教センターにて臨時教区総会が開催されました。教区総会としての通算番号は「第 83 回」となります。議事としましては、伊波美智子教師(宜野湾伝道所)の按手礼執行を承認する旨の内容となっております。新型コロナとインフルエンザの流行が心配されていた時期でもあり、出席議員の不足による総会の不成立という事態を避けるために、事前の常置委員会にて書面提出による意志表示も出席の扱いとすることを決めさせていただいております。皆さまのご協力により臨時総会は無事開催され、議案も可決されました。臨時総会に引き続き「按手礼」が執行されました。教団に通知し、伊波美智子教師は 2 月 26 日付で教団の正教師に登録されております。宜野湾伝道所の皆さまにとりましてはもちろんのこと、伊波美智子教師の所信表明に励まされている教職も居ることと思います。喜びとともに、この「二種教職制度」が持つ様々な課題にも向き合っていくことが必要かと思っております。

【第 84 回沖縄教区定期総会に向けて】 予定されている 2023 年度沖縄教区定期総会は「第 84 回」となります。2023 年 5 月 28 日(日)から 29 日(月)にかけて 2 日間の日程です。新型コロナの感染状況が以前に比べて大分低減しているようにも見える昨今の数字ですが、確か途中から感染者数の把握の仕方が変わったと記憶しております。いずれにしても、どのくらい気を付けたら良いのか未だに正解が分からないままです。危機感につきましても人によって温度差があるのが現実で、平気な人は全然平気でいられるのですが、教区総会としましては、身体的な理由により、なお気を付けたい人になるべく配慮した形で開催したいと考えております。コロナ以前はテーブル 1 机につき 3 名分の議席を設けておりましたが、コロナ以降は 2 名分です。今回もそのように配置することとなりました。当然議場(大会議室)は議席だけで満杯になりますが、最後列に何とか傍聴席を一行だけでも並べられないかと検討しているところです。もちろんこの傍聴席は沖縄教区内の傍聴者のための座席であり、そのような理由から今回も沖縄教区外からの傍聴に関しましてはお断りさせていただくよりほかありません。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

第 84 回沖縄教区総会では、協議会として先述の「巡回教師について」、1 時間ほどお時間

をいただきたいと考えております。また議事としまして、これも先に書きましたが「沖縄教区会計規程」の制定について、提案が予定されています。これからの沖縄教区をどうするかということももちろん大事ではありますが、大事なのは実は教区よりも各個教会・伝道所です。更に突き詰めれば、そこに招かれた一人の存在が大事であることは言うまでもありません。教区は教会・伝道所の意志を実現するために置かれた器であり、また教師は神が招いたその一人に仕える者として神に召し出され、これに応じて献身した者と私は理解しています。教区総会におきましても、そうした主客が道転しないようよろしくお願いいたします。思っております。

以上、長くなりました割には足りないところも多やあるかもしれませんが、とりあえず中間報区とさせていただきます。

2023年4月25日
沖縄教区総会議長 羽柴 禎
